

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女児への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号： 20a00264

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年6月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年6月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界新型コロナウイルス感染拡大下における女性・女兒への影響及び対応にかかる情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月～2021年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
--

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第1課 松崎晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年7月15日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記 4. 窓口（選定手続き窓口）のとおりに (outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年7月27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年8月11日（火） 14時30分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 226会議室

➤ 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年8月14日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求められる場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂けれ

ば、日程を調整の上、面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景

パンデミック、災害発生、紛争といった危機下においては、脆弱層が晒されるリスクが増大し、社会が元来抱えているジェンダ―格差の問題や、最貧困層が抱える問題を顕在化させることが指摘されている。グテーレス国連事務総長は2020年4月9日、「COVID-19の影響は全世界、全ての人々に及ぶが、その影響は置かれる状況に応じ異なるものであり、不平等を助長しうるもの」とし、社会経済の停滞や変化が、男女平等を目指してきたこれまでの取組を後退させ、不平等を助長することへの強い懸念を示し、全てのCOVID-19対策において女性・女兒を中心に据えるよう求めた。

新型コロナウイルス感染拡大下(以下コロナ禍)では、女性・女兒の生活・生計のあらゆる側面に甚大な影響をもたらすことが明らかとなってきた。外出禁止が拡大するに従い、夫や恋人、家族からのドメスティック・バイオレンス(DV)を中心に、全世界的にジェンダ―に基づく暴力(SGBV: Sexual and Gender Based Violence)の増加がみられる¹。保健医療システムの資源(リソース)がCOVID-19対策に動員される結果、平時から必要とされている保健医療サービスへのアクセスが制限されていることに加えて、妊産婦への保健医療サービス、SGBVの被害者に対する医療ケア(診療および安全な中絶含む)、HIVの検査サービスや避妊具の販売・配布といったSRHR(セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)に関する取組が停滞するケースが増大している²。途上国において女性の70%はインフォーマルセクターに従事しており、その結果平時から社会保障や金融サービスへのアクセスが限られているが、コロナ禍により経済活動が制約される中、女性はより収入機会を奪われやすく、補償の享受が困難となっている。さらに、感染リスク拡大防止に向けて多くの国や地域で学校や教育施設が一時的に閉鎖される中で、困窮した世帯の経済活動や無償ケア労働を支えるため、女兒の教育機会が奪われることが懸念されている。今後オンライン教育やイーコマースなど社会・経済活動におけるデジタル技術の活用が進展すると考えられるが、デジタル技術へのアクセスと利用にはジェンダ―格差が存在する中で、さらに格差が拡大することも懸念される。

このように、コロナ禍のため市場の封鎖や外出制限が続く中で、女性・女兒の脆弱性やリスクが高まっている。一方で、女性は保健医療従事者として、保育士や教師、警察や行政官として、マスクや防護服を製造する工場の労働者として、さらには介護施設やシェルターのソーシャルワーカーとして、世帯や地域の最前線で大きな役割を果たしてきている。しかし、政府や自治体など感染拡大予防や影響緩和策の計画・実施過程に関わる重要な意思決定がされる場における女性の参画は限定的で、これらの女性たちの声が反映されることは少ないのが実態である。

これらのコロナ禍における女性・女兒の生活・生計に対する影響及び女性が果たしている役割について、一般的な情報の整理はなされてきた一方で、各国固有の状況における実態や課題については情報が十分に収集・分析されていない。また、各国政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等により、様々な対応や支援がなされているが、それら実施状況は十分に整理されていない。女性・女兒のSGBV被害の増加、保健医療サービスや教育へのアクセスの制限、生計手段を失うことによる困窮化といった深刻な事態が急速に進む中で、それら課題解決に向けた支援を早急に進めることが喫緊の課題となっている。

2. 業務の目的

本業務は、対象国におけるコロナ禍の状況を踏まえて、ジェンダ―平等と女性のエンパワメントに係る援助方針／アプローチ等を検討するため、女性・女兒の生活・生計に対する影響及び女性が果たしている役割と貢献について、現状及び課題を明らかにしたうえで、各国政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等の支援状況と課題をとりまとめる。その上で、コロナ禍による影響への対応策とし

¹ 国連によれば、国内の発生報告件数が25%~50%増加している国があること(例: フランスで30%増加、シンガポールで33%増加)が確認されている一方、報告されず把握されない件数はさらに多いとみられている。

² 国際家族計画連盟(IPPF)によれば、加盟団体の66%が活動規模を縮小せざるを得ず、36%で物資が不足し、30%は避妊具が不足と報告している。

てジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とするパイロット活動を実施し、教訓を抽出する。それらを踏まえて、ポスト・コロナ禍を念頭にした JICA の事業実施において、個別事業の枠組みを提案するとともに、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するための具体的な方策と支援策を提言することを目的とする。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 本業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) コロナ禍における女性・女兒への影響にかかる実態の調査

コロナ禍において、女性・女兒が受けている影響や政府機関等による対応策については、国際援助機関等によって、一般的な情報は整理がなされてきている。一方で、女性・女兒への影響、経験、ニーズの実態は、国や地域、社会により異なり、また女性の中でも貧困者、障害者、移住労働者、若年層の女性といったセグメントによって、コロナ禍における影響、経験、課題やニーズは異なる。本調査では、異なるセグメントの女性たちが対象国の固有の状況において、どのような経験をし、どのような課題やニーズを抱えているのかを明らかにする。また、女性がコロナ禍において、社会や家庭で担ってきている役割や貢献について明らかにする。これらについて、具体的な事例の収集を含め、対象国の状況をとりまとめる。

(2) 分析枠組みの提案

情報収集の対象とする分野については、女性・女兒の生活および生計における影響を鑑み、①SGBV、②保健医療（SRHR を含む）、③経済活動（インフォーマルな生計活動、非正規雇用・就労、正規雇用を含む）、④教育、⑤デジタル技術等を想定している。これら分野を含む調査の分析枠組みを策定する³、右枠組みに沿った調査を実施する³。

(3) 対象国の選定

本業務における文献調査および現地調査の対象国は 3 カ国とする。3 カ国は以下により構成する。（なお、パイロット活動の詳細については、以下 4. (5) を参照のこと）

- 受注者からパイロット活動を提案する 1~2 カ国⁴。
- JICA 在外事務所によるパイロット活動が計画されている国（タイ、インド、ブータン等から 1~2 カ国）。
- 以下 4. (6) に示す JICA 在外事務所の実施によるパイロット活動のレビュー（国内作業のみ）については、タイ、インド、ブータンを含む最大 10 カ国を想定。

(4) 業務の実施方法

本業務は、①文献調査、②パイロット活動⁵、③現地調査を通じて実施する。

- ① 文献調査：女性・女兒の生活・生計に対する影響及び女性が果たしている役割と貢献、並びに各国政府、NGO、女性団体、民間機関（ソーシャルビジネス含む）、国際援助機関等による支援の実施状況について情報を収集する。二次情報の活用のみならず、オンライン会議ツール等を活用した遠隔での関係機関への聞き取りや、オンラインサーベイの実施等を含め、可能な限り一次情報の収集も行うこと。必要に応じて日本の COVID-19 対策を参照にすること。
- ② パイロット活動：以下 4. (5)、4. (6) を参照のこと。
- ③ 現地調査：現地調査対象国のパイロット活動の結果をレビューし、コロナ禍の状況を踏まえて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに係る援助方針／アプローチの検討に資する教

³ 本分析枠組み案をプロポーサルにて提案をすること。その際、コロナ禍におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進について発注者が作成したガイダンスノートおよび他ドナーが作成しているコロナ禍におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に関する資料を参照すること。分析枠組みについては、調査開始後、発注者と協議のうえ、決定することとする。

⁴ 提案企業の業務経験、現地機関とのネットワーク等を勘案し、プロポーサルにて提案すること。パイロット活動の提案国がタイ、インド、ブータンと重なることは妨げない。

⁵ パイロット活動は、「JICA 在外事務所によるパイロット活動」と提案企業のプロポーザルに基づき受注者が実施する「受注者によるパイロット活動」の二つの形態で実施する。

訓を抽出するとともに、個別案件の形成を含む具体的な支援策を提案する。2020 年度中は主に日本国内からの遠隔調査を実施し、2021 年度に現地調査を実施する。

(5) 受注者によるパイロット活動の提案と実施

本業務においては、コロナ禍における女性・女児のリスクの軽減や課題の解決につながるパイロット活動（調査を含む）を、対象国にて1~2件、7カ月程度にわたって実施する。受注者によるパイロット活動はSGBV、保健医療、経済活動、教育、デジタル技術の分野のいずれかもしくは複数の課題にアプローチし、提案企業の業務経験、現地機関とのネットワーク等を活用して、コロナ禍の状況に対する迅速な課題解決に貢献する効果および効率性が高い活動を実施する。受注者によるパイロット活動の実施にあたっては、現地 NGO やローカルコンサルタント、企業等への再委託契約を可とし、政府機関や自治体、民間セクターなど、現地の多様なリソースの活用、連携を推奨する。

(6) 在外事務所により実施するパイロット活動のレビュー

本契約外で、JICA 在外事務所による契約を通じて、ローカルコンサルタントや現地 NGO に委託して実施するパイロット活動を、タイ、インド、ブータンを含む最大10か国程度（全世界対象）で実施することを想定している。対象国は今後 JICA にて決定する。右パイロット活動は発注者在外事務所により実施・監理するが、本業務においては、実施プロセスにおける中間段階のモニタリング結果等の情報を把握し、終了後の成果のとりまとめおよび教訓の抽出を行う

(7) ポスト・コロナ禍を踏まえた JICA 事業実施に向けた提言

本業務では対象国における具体的なプロジェクト案を提案するとともに、ポスト・コロナ禍におけるあらゆるJICA事業においてジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する援助方針／アプローチの検討を行い、右に基づき提言や実施方法をまとめたツール（分析ツール、チェックリスト等）の作成を行う。提言の検討に際しては、JICA支援スキームの特性や支援実績、他ドナーとの比較優位性、国内・周辺国で活用可能なリソース等を考慮し、技術協力、無償資金協力、有償資金協力等、様々なスキームを念頭にした具体的な提案を行う。また、ツールの作成と最終化にあたっては、発注者関連部署や在外事務所等からのヒアリングを行い、フィードバックを得る。

(8) 遠隔による業務実施におけるイノベティブな手法およびローカルリソースの積極的な活用

本業務では、文献調査および受注者によるパイロット活動の実施を遠隔で行う⁷。また、対象国内のジェンダー専門家など、現地人材の現地傭人としての登用を推奨する。

5. 業務の内容

(1) インセプションレポート作成・協議

調査の方針、フレームワーク、調査方法及びスケジュールを検討し、インセプションレポートを作成する。同レポートの内容を発注者に説明し、協議のうえ了解を得る。

(2) 分析枠組みの整理

プロポーサルの提案を元に、発注者と協議のうえ、分析枠組みを決定する。検討にあたっては、発注者が作成したガイダンスノートおよび他ドナーが作成しているコロナ禍におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に関する資料を参照する。

(3) 対象国およびパイロット活動の検討および実施

プロポーサルの提案を元に、発注者と協議のうえ、本業務の対象国および受注者によるパイロット活動の内容を決定する。対象国における発注者在外事務所を含む関係機関と調整のうえで、受注者によるパイロット活動を実施し、監理する。

(4) 対象国における下記の項目について情報収集・分析を行う。

- ・ SGBV、保健医療（SRHRを含む）、経済活動（インフォーマルな生計活動、非正規雇用・就労、正規雇用を含む）、教育、デジタル技術等の分野における、コロナ禍の女性・女児の実態と課題（具体的な事例を含む）
- ・ コロナ禍において女性が社会や地域で果たしている役割と貢献（具体的な事例を含む）
- ・ 国政府、NGO、女性団体、民間機関（ソーシャルビジネス含む）および国際援助機関が実施し

⁷ 遠隔で調査を行ううえでの工夫や方法について、プロポーサルに記載すること。

ている対応策と支援策（支援戦略やアプローチ、事業内容、成果と課題、グッドプラクティス等）

- ・ 対象国における既存のJICA事業による課題への対応状況

(5) インテリムレポート提出と関係者協議

(1)～(4)の内容を整理し、インテリムレポートとして提出する。

発注者に対し、インテリムレポートにかかる報告会を実施する。インテリムレポートへのコメントを踏まえて、追加情報の収集や整理を行う。

(6) 現地調査の実施（3カ国）

(1)～(5)を踏まえて、現地調査を実施する。現地調査は対象国ごとに、それぞれ3週間×1名を想定している。現地調査では、対象国のパイロット活動の結果を確認し、成果をとりまとめるとともに、教訓を抽出する。また、文献調査の追加情報を収集する。現地調査には、発注者が全行程ないしは一部に同行する予定。現地調査時には、現地事務所に対し調査結果を共有し、フィードバックを得る。本邦帰国後、現地調査の報告書を作成する。

(7) 現地調査対象国以外の在外事務所によるパイロット活動のレビュー（最大10カ国）

現地調査対象国以外で在外事務所により実施するパイロット活動について、既存のレポートに加えて、関係者への遠隔のインタビューや質問票により情報を収集し、成果のとりまとめおよび教訓の抽出を行う。

(8) 個別事業の形成・実施に向けた提案

(1)～(7)を踏まえて、対象国において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを主目的とする個別事業の形成・実施に向けて、協力概要、対象者、対象地域や事業枠組みに関する提案をとりまとめる。

(9) コロナ禍の状況を踏まえたジェンダー平等と女性のエンパワメントに係る援助方針／支援アプローチへの提言およびツールの作成

(1)～(8)を踏まえて、今後のポスト・コロナ禍のJICA事業において、あらゆる開発課題への取り組みを通じてジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するための具体的な方策や有効な支援アプローチを提言する。合わせて、案件形成・実施に活用できるツール（ジェンダー課題の分析方法、チェックリスト等）を作成する。

(10) JICA内外への成果の広報および発信

調査の結果から抽出された好事例を広報素材としてとりまとめ、発信する。また、発注者と協力してJICA内外向けセミナーを企画、実施し、調査結果を広く発信する。右セミナーはJICAの施設を利用、もしくはオンラインで実施する⁸。

(11) ファイナルレポートの作成・提出

ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後10日以内

部数：和文PDF及びword形式でそれぞれ1部

2) インテリムレポート

記載事項：対象国の文献調査結果、パイロット活動計画案、進捗状況等をまとめたもの。

提出時期：2021年1月中旬を想定

⁸ 本件セミナーに係る経費は発生しないため、見積計上は不要。

部 数：和文 PDF 及び word 形式でそれぞれ 1 部

3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果、提言内容、案件形成・実施に活用できるツールをまとめたもの（ジェンダー課題の分析視点、チェックリスト等をまとめたもの

提出時期：2021 年 8 月上旬を想定

部 数：和文 PDF 及び word 形式、簡易製本でそれぞれ 1 部、英文 PDF1 部

(別紙) 最終報告書目次案

(別紙)

最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. コロナ禍におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの現状と課題
 - (1) A国
 - (ア) 女性・女兒の生活・生計に対する影響、実態と課題
 - (イ) 女性が果たしている役割と貢献
 - (ウ) 各国政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等による支援の実施状況
 - (エ) 対象国における JICA 事業による課題への対応状況
 - (2) B国
 - (ア) 女性・女兒の生活・生計に対する影響
 - (イ) 女性が果たしている役割と貢献
 - (ウ) 各国政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等による支援の実施状況
 - (エ) 対象国における JICA 事業による課題への対応状況
 - (3) C国
 - (ア) 女性・女兒の生活・生計に対する影響
 - (イ) 女性が果たしている役割と貢献
 - (ウ) 各国政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等による支援の実施状況
 - (エ) 対象国における JICA 事業による課題への対応状況
2. パイロット事業の概要、実施プロセス、成果と教訓
 - (1) A国におけるパイロット事業の概要、実施プロセス、成果と教訓
 - (2) B国におけるパイロット事業の概要、実施プロセス、成果と教訓
 - (3) C国におけるパイロット事業の概要、実施プロセス、成果と教訓
 - (4) 在外事務所によるパイロット活動の成果と教訓
3. ジェンダー平等と女性のエンパワメントを主目的とする個別事業の形成・実施に向けた提案
 - (1) A国における個別事業の枠組みの提案
 - (2) B国における個別事業の枠組みの提案
 - (3) C国における個別事業の枠組みの提案
4. 支援アプローチの提言
 - (1) ポスト・コロナ禍のJICA事業において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するための具体的な方策
 - (2) 支援アプローチ案

添付資料：現地調査報告書

案件形成・実施に活用できるツール（ジェンダー課題の分析方法、チェックリスト等）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 評価対象とする類似業務：ジェンダー主流化に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者/ジェンダー主流化

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/ジェンダー主流化)】

- a) 類似業務経験の分野：ジェンダー主流化に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年9月初旬より業務を開始し、2021年1月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。

2021年8月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 7.6 人月(M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/ジェンダー主流化(3号)
- ② ジェンダー分析

③ パイロット活動実施支援

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ パイロット活動

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示

しています。実際の契約金額は、契約交渉時にプロポーザル提案内容を踏まえ、協議、決定します。

- 1) パイロット活動経費 20,000千円 (件数は1~2件を想定)
- 2) 旅費(航空賃、日当宿泊) 5,000千円

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 参考資料

- JICA ガイダンスノート ジェンダーの視点に立った COVID-19 対策の推進
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>
- Gender Dimensions of the COVID-19 Pandemic (World Bank)
<http://documents.worldbank.org/curated/en/618731587147227244/Gender-Dimensions-of-the-COVID-19-Pandemic>
- List of gender-related COVID-19 resources by UN entity
<https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/how%20we%20work/unsystemcoordination/gender-related-covid-19-resources-by-un-entity-en.pdf?la=en&vs=1355>

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／ジェンダー主流化</u>	業務主任者のみ
ア) 類似業務の経験	20
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5
ウ) 語学力	8
エ) 業務主任者等としての経験	10
オ) その他学位、資格等	7

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】 |
| 2 対象国名 | 【国名（地域名）】 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室の副室長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- | |
|---|
| <p>(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)</p> <p>(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)</p> |
|---|

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。